

建設工事等に係る「最低制限価格」及び「低入札調査基準価格」の 設定方法等の見直しについて

平成 26 年 9 月 5 日
長野市財政部契約課

価格によっては、適正な施工・履行が通常見込まれない契約の締結を防止するため、建設工事及び業務委託等に係る入札について「最低制限価格」又は「低入札調査基準価格」を設定していますが、この設定方法等について、次のとおり見直しを行いますのでお知らせします。

1 「最低制限価格」について

(1) 建設工事

現 行 予定価格の 85%～90%の範囲で設定

見直し後 " **87.5%～90%**の範囲で設定

(2) 工事に係る測量等業務委託

予定価格の 80%～85%の範囲で設定（変更なし）

(3) 一般業務委託

工事に係る測量等業務委託の範囲を準用（変更なし）

※ 具体的な算定方法は、いずれも非公表とします。

2 「低入札調査基準価格」について

(1) 建設工事

現 行 予定価格の 70%～90%の範囲で設定

見直し後 " **82.5%～90%**の範囲で設定

※ 具体的な算定方法は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（国土交通省）と同一基準（一般管理費等に乗じる率を現行の 30%から **55%に見直し**）

(2) 工事に係る測量等業務委託

中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（国土交通省）と同一基準（変更なし）

(3) 一般業務委託

非公表（変更なし）

3 「最低制限価格」及び「低入札調査基準価格」の適用

(1) 最低制限価格

設計金額が 2 億円未満の建設工事及び業務委託等

(2) 低入札調査基準価格

設計金額が 2 億円以上又は最低制限価格により、調査をすることなく失格とすることが適切でない認められる建設工事及び業務委託等

※ 最低制限価格、低入札調査基準価格のいずれを適用するかは、個別の入札公告又は指名通知等によりお知らせしています。

4 実施時期

平成26年10月1日から施行し、同日以後に入札の公告又は指名の通知を行う契約から適用します。